

公共交通メールマガジン

～平成 27 年度 第 39 号～

編集：国土交通省総合政策局公共交通政策部



平素より、当メールマガジンを御愛読いただきありがとうございます。

今月のメールマガジンは、「交通政策白書」の閣議決定と地方運輸局の組織再編に関してお届けいたします。「交通政策白書」は、交通政策基本法に基づき作成されるもので、今回が記念すべき初めての白書となります。また、地方運輸局の組織再編は、近年の公共交通に関する施策や観光立国実現のための動き等を踏まえて、新たに交通政策に特化した部、観光に特化した部を設置するものです。

今月号もぜひご一読いただき、関心を持っていただければ幸いです。

～第39号トピック～

～本省より～

- 平成 27 年版交通政策白書の閣議決定について
（総合政策局公共交通政策部 参事官（総合交通））・・・・・・・・・・ 2
- 地方運輸局の組織再編について
～全国 9 つの運輸局に「交通政策部」及び「観光部」が誕生します！～
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

平成 27 年版交通政策白書の閣議決定について
(公共交通政策部 参事官 (総合交通))

平成 27 年版交通政策白書が、6月9日（火）に閣議決定、国会報告されました。

交通政策白書は、交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策並びに交通に関して講じようとする施策について、毎年、国会に報告するものであり、今回が初めての白書となります。概要については以下の通りです。

（概要）

第 I 部 交通の動向

交通の各分野における利用状況や整備状況について、近年の動向を把握し、背景事情を分析。

第 II 部 地方創生を支える地域公共交通の再構築【テーマ章】

地方創生に必要なコンパクト・プラス・ネットワークの形成を支える地域公共交通の役割と各地域の先進的な取組事例を紹介。

第 III 部 平成 26 年度交通に関して講じた施策/第 IV 部 平成 27 年度交通に関して講じようとする施策

「交通政策基本計画」（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）に盛り込まれた施策の進捗状況や今後の取組方針を整理。

今後は、掲載している図表の実数データなどをまとめた資料編を追加した上で、7 月中を目途に市販する予定としております。

交通政策白書に係る関係情報については、以下のホームページに掲載しておりますので、是非ご参照いただければと思います。

（関係ホームページアドレス）

○【報道発表資料】「平成 26 年度交通の動向」及び「平成 27 年度交通施策」（交通政策白書）について

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000079.html

○交通政策白書

http://www.mlit.go.jp/statistics/kanbo01_hy_004104.html

※ 今後、市販版の販売・公表に並行して、ホームページにおいて白書関係のデータの充実を進めていくこととしています。

地方運輸局組織再編について
～全国9つの運輸局に「交通政策部」及び「観光部」が誕生します！～
(総合政策局公共交通政策部交通計画課)

国土交通省は、地方出先機関として地方運輸局を設置しておりますが、今年7月1日より、地方運輸局の内部組織を再編し、全国9つの地方運輸局に「交通政策部」及び「観光部」を設置します。

今後、両部が中心となって、地方公共団体、交通事業者、経済団体をはじめとする地域の関係者と連携・協力し、地域公共交通の活性化や観光立国の実現などに取り組んでまいります。

1. 交通政策部について

【設置の背景・目的】

○ 政府として初の交通政策基本計画・交通政策白書の閣議決定

政府は、2013年に制定された交通政策基本法に基づき、本年2月、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための初めての交通政策基本計画を閣議決定し、続く6月には同法に基づく交通政策白書を閣議決定しました。

○ 交通政策基本計画の着実な実施に向けて

交通政策基本計画では、豊かな国民生活、成長と繁栄、安心と安全という3本柱の下に目標を定めています。そのうち、同計画の地域的な課題については、地方運輸局交通政策部が中心となって、適切にフォローアップを行い、その内容を着実に進めていく必要があります。

【主な業務】

○ 交通政策基本計画の地域的課題について、着実な施策の実施を推進

交通政策基本計画の地域的な課題について、着実に施策が実施されるよう、地域の関係者とのネットワーク構築や情報収集・発信等を通じ、その推進役を果たします。

○ まちづくり施策と連携した地域公共交通網の再構築等

まちづくり施策と連携して地域公共交通網の再構築に取り組む市町村の裾野を拡大させるため、地域公共交通活性化再生法等の制度の周知を行うとともに、意欲のある市町村を総合的に支援し、成功例の積み上げにつなげます。また、地域公共交通網の再構築とあわせ、公共交通機関等の低炭素化や省エネ化、バリアフリー化や利便性向上を促進します。

○ 社会経済の変化に対応した地域物流の課題解決

過疎地域等において日常の買い物等が困難な状況に置かれる方への対応や宅配ネットワークの維持のため、貨客混載や地方公共団体、NPO 法人等関係者との連携など過疎地物流の確保に向けた新たな輸送システムの構築を促進します。

2. 観光部について

【設置の背景・目的】

○ アクション・プログラム2015の決定

政府は、本年6月に観光立国推進閣僚会議で決定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」に基づき、今後、「2000万人時代」を万全の備えて迎え、地方創生への貢献を図り、観光を日本の基幹産業を飛躍させることなどにより、質の高い観光立国を目指すこととしています。

○ 地方創生への貢献

今後さらに、魅力ある観光地域づくりを進めて、点から線、線から面へとネットワーク化して内外から観光客を呼び込み、観光の力で、地方創生に魂を吹き込むことが、今、強く求められています。

【主な業務】

○ 2000万人の外国人旅行者を受け入れるための環境整備の促進

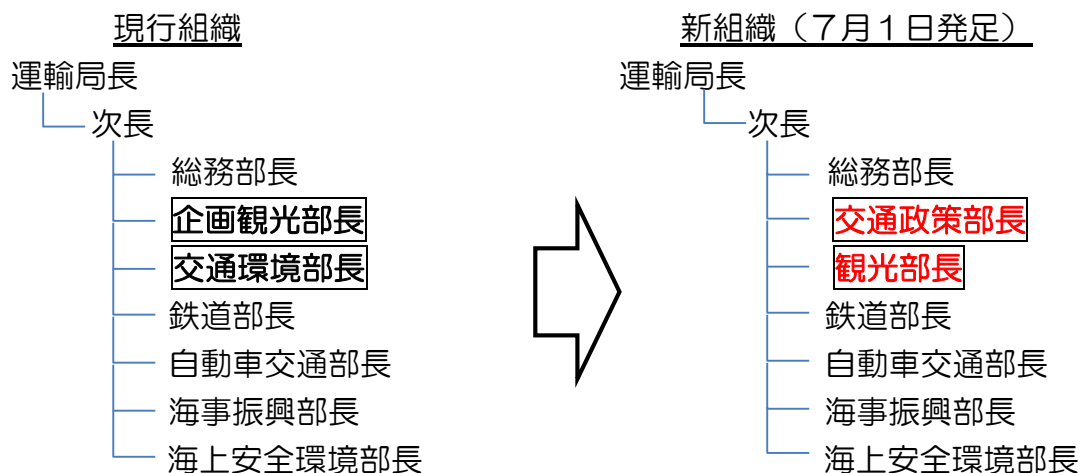
空港・港湾の出入国管理等、空港容量、貸切バス・宿泊施設等の供給の確保等の訪日外国人旅行者の受入環境整備について、各地域の関係者と連携・協力し、現状・課題の把握と迅速な課題解決に取り組みます。

○ 広域観光周遊ルートの形成・発信

外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化された「広域観光周遊ルート」に、関係省庁の施策を集中投入するとともに、海外に強力的に発信します。

○ 観光旅行消費の一層の拡大に向けた免税店の増加と観光関連産業の拡大

地方の商店街等における免税店の拡大を進め、現在6千店余りの地方部の免税店を2020年に2万店規模に拡大します。また、幅広い産業を観光関連産業として取り込むことにより、訪日外国人による観光消費を拡大させ、経済効果を全国津々浦々に波及させます。



編集後記



いつもご愛読いただきありがとうございます。国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課の池田です。

梅雨に入り空模様も灰色な日が多いですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。このじめじめした空気のせいで何となく気分も落ち込み気味になることが多い気がする季節ですが、カナダで行われている女子サッカーW杯では、なでしこ JAPAN が順調に勝ち上がっていますね！また、テニスのウィンブルドンも始まり、錦織選手の活躍にも期待が高まります！両者とも勝ち上がり、日本に元気を与えてほしいです★

★ 全国に共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局までお問い合わせください。



公共交通利用促進キャラクター
のりたろう

【お問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 池田
〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館3階)

TEL : 03-5253-8275 (直通) FAX : 03-5253-1513

E-mail: koutsukeikaku_joho@mlit.go.jp

★国土交通省HP (情報発信のページ)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html